

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學中國學會会則

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: [國學院大學中國學會] メールアドレス: 所属:
URL	https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/890

國學院大學中國學會會則

第一条 本会は、國學院大學中國學會と称し、本部を國學院大學中國文学研究室に置く。

第二条 本会は、中国学並びに関連する諸領域の研究と、会員相互の研鑽親睦を目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 研究会及び研究発表会
- (3) 公開講演及び例会
- (4) 機関誌発行（國學院中國學會報・崑崙）
- (5) 見学及び視察
- (6) その他

第四条 本会は、本学中国学関係者・卒業生・中国文学科在学学生及び第二条の主旨に賛同する者を以て組織し、会員は左の三種とする。

- (1) 普通会員
- (2) 常任幹事会の議を経て、総会の承認を得た者。
- (3) 維持会員
- (4) 普通会員のうち、第八条に定める会費を納入した者。
- (5) 学生会員
- (6) 本学中国文学科在学学生及び第二条の主旨に賛同する学部学生。

なお、学生に関する細則は別に定める。
第五条 総会は、毎年一回開催し、会務の報告及び議案の審議・決定を行う。

第六条 本会は、以下の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 一名

(但し必要に応じ二名を置くことができる。)

- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 編集委員・会計委員 若干名
- (6) 会計監査 二名

第七条 会長・副会長は、常任幹事の互選によって選出され、総会の承認を必要とする。会長は、会務を綜理し、副会長は会長を補佐する。

2 常任幹事は、中国文学関係専任教員並びに幹事会の互選によって選出された若干名がこれに当たり、会務を立案計画し、処理する。

- 3 幹事は、総会の議を経て任命され、会務を立案計画する。
- 4 常任幹事会・幹事会は、会長が招集する。
- 5 編集委員・会計委員は、常任幹事の互選によって選出され、当該の業務に当たる。
- 6 役員の任期は三年とする。ただし再任を妨げない。
- 7 名誉会長・名誉会員・顧問は必要に応じ、総会において推戴する。

第八條 本会の経費は、普通会員（年額三千円）・維持会員（年額

六千円）・学生会員（年額二千円）の会費及び寄付金その他の収入によって充当する。

第九條 本会の会計年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

第十條 会則の変更は、総会の議を経て行う。

昭和五十年十一月二日改正

昭和五十四年十一月十一日改正

昭和六十年十月二十七日改正

昭和六十二年十月二十五日改正

昭和六十三年十月三十日改正

平成三年十月二十七日改正

平成四年四月一日施行

平成七年十月二十九日改正

平成八年四月一日施行

平成八年十月二十七日改正

平成九年四月一日施行

附則

一、会費を五年間滞納した会員は、退会したものとす。